資料2－2

安全・安心の確保のための
官（国及び地方）の在り方
参考資料

目次

・「官から民へ」の取組における新たな官の役割
（第２回、第３回委員会の検討結果）……１

・総務省消防庁「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」における検討の進め方（イメージ）……２

・消費者政策の推進体制……３

・国民生活センターの概要……４

・「苦情相談情報の効果的活用のための検討会議」検討結果
（第５回委員会　資料２－２）……６

・安全安心のための書き込み自由の事故情報データバンク（仮称）概念図
（第５回委員会　資料６　角田委員、山本委員説明資料）…７

・法テラス（日本司法支援センター）の概要……８

・安全・安心に関する活動を行う特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の例（第５回総合企画部会　資料８）……11

「官から民へ」の取組における新たな官の役割
（第２回、第３回委員会の検討結果）

１．民間事業者による公的施設の管理

①国の役割

ア）地方公共団体による安全・安心確保に係る基準策定の支援

イ）事故情報の集積や交換の場の設定

②地方公共団体の役割

ア）安全・安心確保に係る明確な基準の策定

イ）民間事業者の適切な選定

ウ）民間事業者に対する適切なモニタリング（監視）の実施

２．検査・検定業務の規制改革・民間開放

①所管する検査機関の法令の規定の整理

②民間検査機関の質の向上

③民間検査機関に対する適切なモニタリング（監視）の実施

④民間検査機関の賠償資力の確保

(総務省消防庁)

「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」における検討の進め方（イメージ）

H18年度

危機管理事案に関する地方公共団体の実例・実態の調査・分析

危機管理事案への対応の実態に関し、幅広く調査・分析

（現行の危機管理に係る諸制度の検証を含む。）

ex. ＳＡＲＳ、鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、ＪＲ福知山線列車事故、H16新潟豪雨、中越地震、港区ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ事故

地方公共団体あて調査の実施

↓

総合的な危機管理体制の充実・強化に関して**先行的な取組をしている地方公共団体の調査・分析**

＜成果＞

調査・分析結果を地方公共団体に還元【平成１８年度報告書（中間報告書）として公表】（H19.3.30）

H19年度

H18年度の検討結果を踏まえて以下の２点について検討

（1）危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能

（2）（1）の検討結果を前提として、地方公共団体における危機管理体制の整備方策

平時の取組	危機管理事案発生時の取組	＜具体的な事例＞
（ア）**危機管理組織のあり方**		危機管理組織機構、危機管理専門幹部制度、事案発生時において設置される臨時組織　等
	（イ）**危機管理事案への対応のあり方**	危機管理事案発生時における初動体制、情報収集、住民への情報伝達、マスコミ対応　等
（ウ）**危機管理事案に対応するため平素から取り組むべき事項**		訓練のあり方、防災計画等の整備　等
（エ）**危機管理分野における人材育成のあり方**		研修制度、人材育成制度　等

○危機管理モデル指針（仮称）の提示

○最終取りまとめ結果の提示

地方公共団体（特に都道府県）における総合的な危機管理体制の充実・強化

消費者政策の推進体制

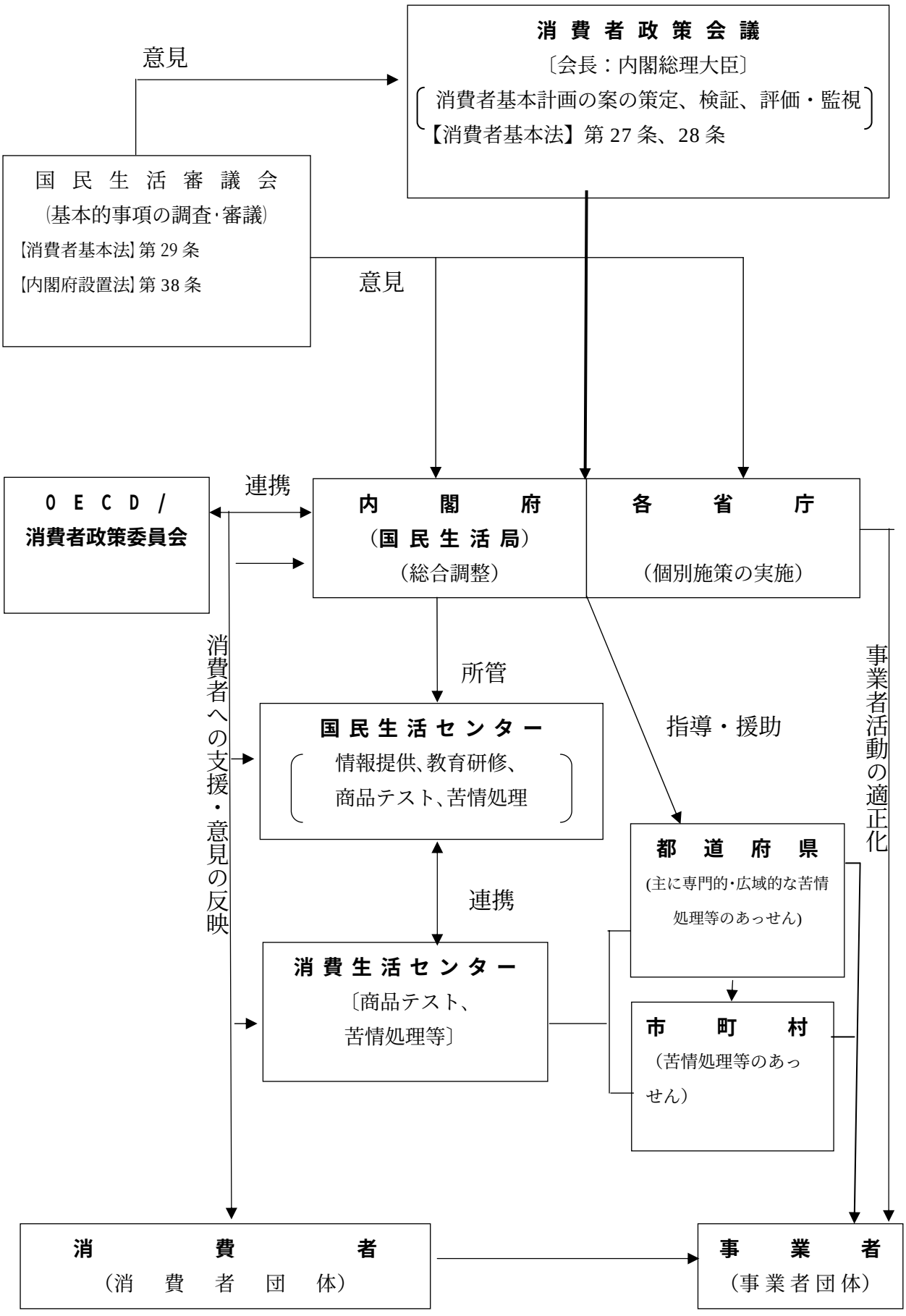
意見
消 費 者 政 策 会 議
〔会長：内閣総理大臣〕
消費者基本計画の案の策定、検証、評価・監視
【消費者基本法】第 27 条、28 条
国 民 生 活 審 議 会
〔基本的事項の調査･審議〕
【消費者基本法】第 29 条
【内閣府設置法】第 38 条
意見
連携
O E C D /
消費者政策委員会
内 閣 府
（国 民 生 活 局）
（総合調整）
各 省 庁
（個別施策の実施）
消費者への支援・意見の反映
所管
指導・援助
事業者活動の適正化
国 民 生 活 セ ン タ ー
情報提供、教育研修、
商品テスト、苦情処理
連携
都 道 府 県
(主に専門的･広域的な苦情
処理等のあっせん)
消 費 生 活 セ ン タ ー
〔商品テスト、
苦情処理等〕
市 町 村
（苦情処理等のあっせん）
消 費 者
（消 費 者 団 体）
事 業 者
（事 業 者 団 体）

国民生活センターの概要

（1）目　的

国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うこと。

（2）根拠法

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律 123 号）

（3）設　立

平成１５年１０月１日(昭和４５年に特殊法人として設立)

（4）役　員　　6名（理事長:中名生 隆　理事３　監事（非常勤）２）

（5）職　員　　１１４名（平成１８年度末）

（6）資本金　　９１億６６百万円　※全額政府出資

（7）予　算　　３２億９４百万円（平成１９年度）

（8）業務概況

①消費者情報の収集・提供　②相談業務　③普及啓発

④商品テスト　⑤教育研修　⑥調査研究

⑦その他―「消費生活専門相談員」資格認定事業の実施

パイオ　ネット

（9）全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）

都道府県及び市区町村の消費生活センターとの間をオンラインで結び各地で受け付けた消費生活相談情報等を収集・蓄積するシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）を運営している。

パイオ　　ネット
＜ＰＩＯ－ＮＥＴの概要＞

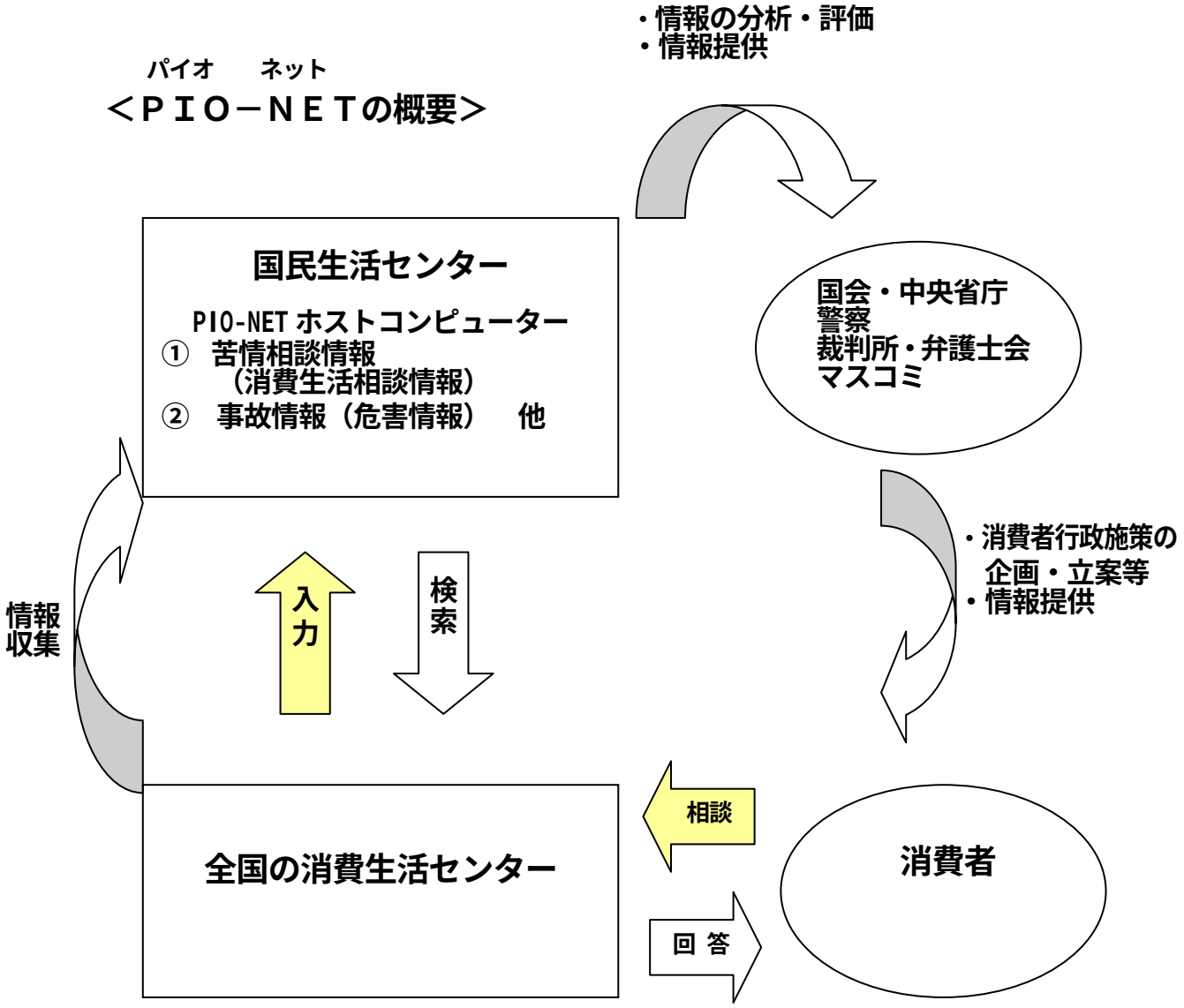

パイオ　　ネット
＜ＰＩＯ－ＮＥＴの相談情報の件数＞　平成 17 年度　約 129 万件

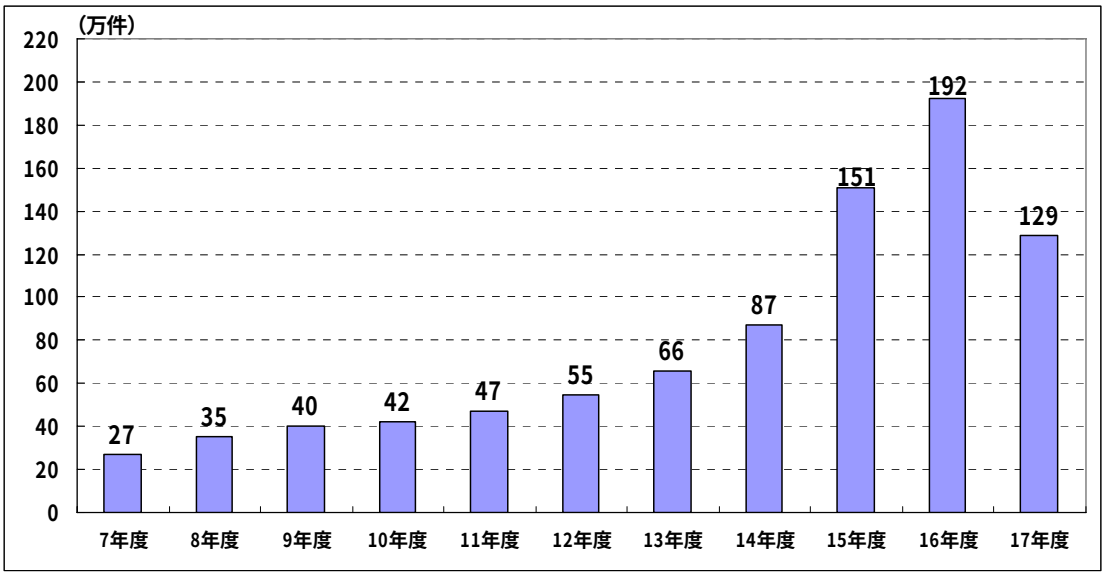

「苦情相談情報の効果的活用のための検討会議」検討結果
ＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオ・ネット）情報の国の行政機関での共有化

ＰＩＯ－ＮＥＴとは

・ＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオ・ネット）とは、わが国最大の苦情相談情報のデータベースである全国消費生活情報ネットワーク・システムの略称。

・国民生活センターが各地の消費生活センターの協力を得ながらオンラインで消費生活相談情報を収集・提供するために作られたシステムで、相談業務への支援等に活用。

・運用が始まったのは1984年。当初はＰＩＯ－ＮＥＴに登録された消費生活相談情報の件数は年間で5万件弱であったが、2004年度には192万件に達し、2005年度も130万件の大きさ。

・現在ＰＩＯ－ＮＥＴの入力をしている消費生活センターは都道府県120か所、政令指定都市22か所、市区町243か所であり、消費生活相談員の数は全国で約3,700人。

ＰＩＯ－ＮＥＴの意義の明確化・目的の拡充

○定義
「消費生活センター等が受け付けた、氏名等の個人を特定できる情報を除いた苦情相談情報で、国民生活センターに伝送され蓄積されているデータベース」

○目的
① 各地の消費生活センターにおける消費生活相談業務の支援。

② 法執行への活用など行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止。

③ 国・地方公共団体の消費者政策の企画・立案や国民・住民への情報提供への活用。

苦情相談情報の効果的活用

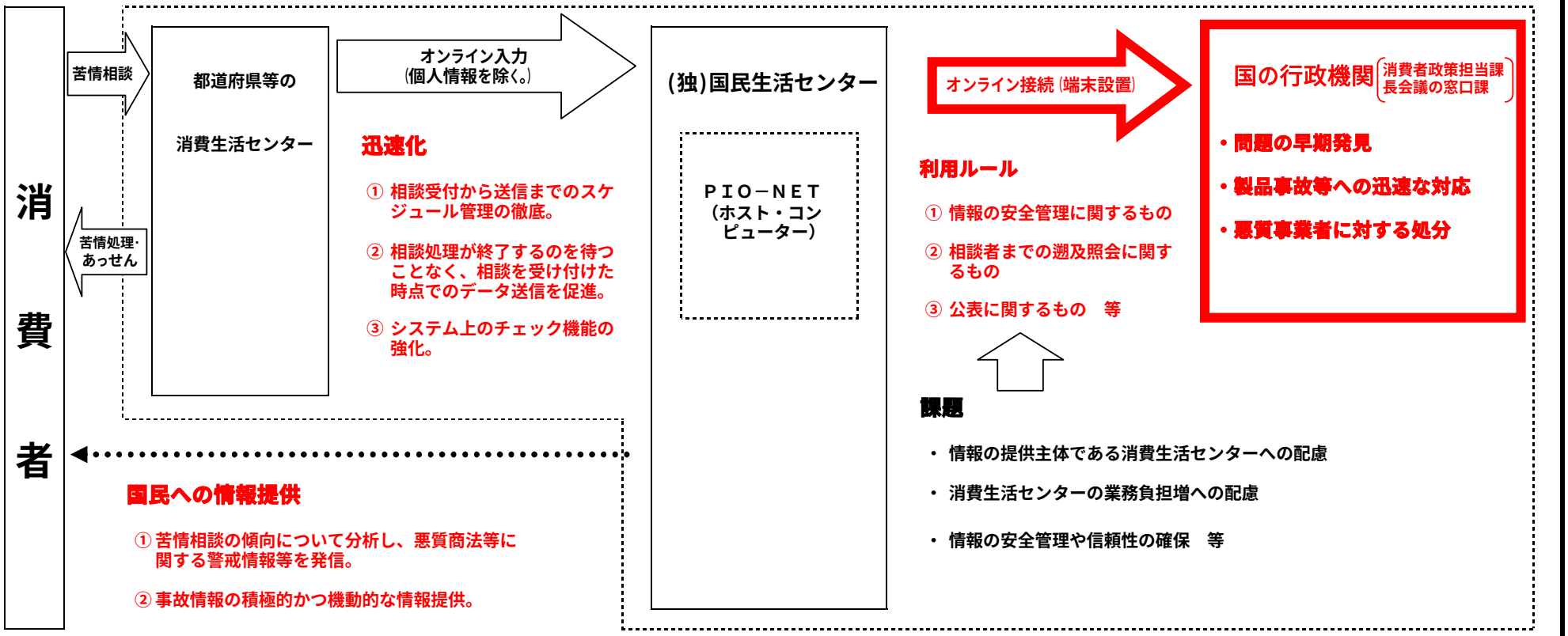

（第５回委員会（平成19年３月19日）　資料２－２　「苦情相談情報の効果的活用のための検討会議」検討結果）

〔安全安心のための書き込み自由の事故情報データバンク（仮称）・概念図〕

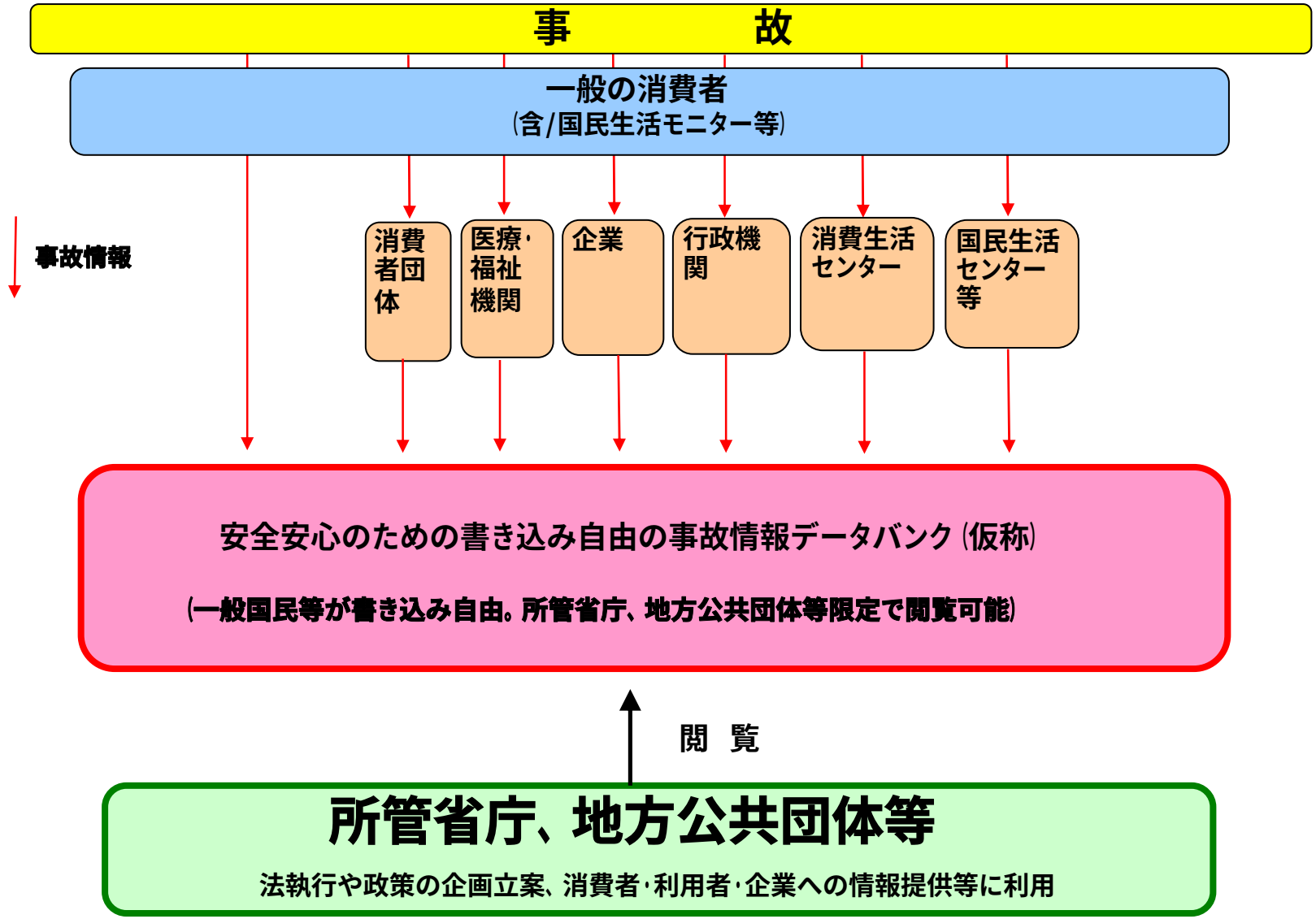

第５回委員会（平成19年３月19日）　資料６　事故情報の収集・活用における新たな官民の役割分担（角田委員・山本委員説明資料）

法テラス（日本司法支援センター）の概要

（１）目　的

総合法律支援（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士その他の他人の法律事務を取り扱うことを業とする者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援）に関する事業を迅速かつ適切に行うこと。

（２）根拠法

総合法律支援法（平成 16 年５月 26 日法律第 74 号、同年６月２日公布）

（３）設立等

平成 18 年４月 10 日設立、同年 10 月２日業務開始

（４）主な業務

①情報提供業務

法的トラブルの解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供する。

②民事法律扶助業務

資力の乏しい者に対して、民事に関し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替え等を行う。

③国選弁護関連業務

各地の裁判所の要請に応じて、法テラスの契約弁護士の中から、国選弁護人候補を指名・通知し、裁判所によって国選弁護人に選任された弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるとともに、国選弁護人の報酬・費用の算定・支払い等を行う。

④司法過疎対策業務

近くに弁護士や司法書士などの法律専門家がいないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域において、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が適切な料金で法律サービスを提供する。

⑤犯罪被害者支援業務

犯罪被害者やその家族に対し、刑事手続への適切な関与や損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報や犯

罪被害者支援団体に関する情報を提供する。犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介も行う。

⑥連携の確保・強化

国・地方公共団体・弁護士会その他法的紛争解決に資する情報・サービス提供機関相互の連携関係の確保・強化を図る。

（５）全国の法テラス地方事務所

全国の地方裁判所本庁所在地の計 50 箇所（※その他、支部・出張所・地域事務所等）

	地方事務所名	住　　所	電話番号
関東	東京地方事務所	新宿区四谷1-4　四谷駅前ビル1～3F	050-3383-5300
	神奈川地方事務所	横浜市中区山下町2　産業貿易センタービル10F	050-3383-5360
	埼玉地方事務所	さいたま市浦和区高砂3-17-15　さいたま商工会議所会館6F	050-3383-5375
	千葉地方事務所	千葉市中央区中央 4-8－1　千葉フコク生命ビル8F	050-3383-5381
	茨城地方事務所	水戸市大町3-4-36　大町ビル3F	050-3383-5390
	栃木地方事務所	宇都宮市本町4－15　宇都宮NIビル2F	050-3383-5395
	群馬地方事務所	前橋市千代田町2-5-1　前橋テルサ5F	050-3383-5399
	静岡地方事務所	静岡市葵区追手町9－18　静岡中央ビル2･11F	050-3383-5400
	山梨地方事務所	甲府市中央1－12－37　IRIXビル1･2F	050-3383-5411
	長野地方事務所	長野市新田町1485－1　長野市もんぜんぷら座4F	050-3383-5415
	新潟地方事務所	新潟市東中通1番町86－51　新潟東中通ビル2F	050-3383-5420
近畿	大阪地方事務所	大阪市北区西天満1－12－5　大阪弁護士会館B1F	050-3383-5425
	京都地方事務所	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427　京都朝日会館9F	050-3383-5433
	兵庫地方事務所	神戸市中央区東川崎町1－1－3　神戸クリスタルタワービル13F	050-3383-5440
	奈良地方事務所	奈良市高天町38－3　近鉄高天ビル6F	050-3383-5450
	滋賀地方事務所	大津市浜大津1－2－22　大津商中日生ビル5F	050-3383-5454
	和歌山地方事務所	和歌山市十番丁15　市川ビル2F	050-3383-5457
中部	愛知地方事務所	名古屋市中区栄4-1-8　栄サンシティービル15F	050-3383-5460
	三重地方事務所	津市丸之内34－5　アクサ津ビル	050-3383-5470
	岐阜地方事務所	岐阜市美江寺町1－27　第一住宅ビル2F	050-3383-5471

	福井地方事務所	福井市宝永４－３－１　三井生命福井ビル２F	050-3383-5475
	石川地方事務所	金沢市橋場町１－８	050-3383-5477
	富山地方事務所	富山市長柄町３-４－１　富山県弁護士会館１Ｆ	050-3383-5480
中国	広島地方事務所	広島市中区八丁堀２－３１　広島鴻池ビル１･６F	050-3383-5485
	山口地方事務所	山口市大手町９－１１　山口県自治会館５Ｆ	050-3383-5490
	岡山地方事務所	岡山市弓之町２－１５　弓之町シティセンタービル２F	050-3383-5491
	鳥取地方事務所	鳥取市西町２－３１１　鳥取市福祉文化会館５F	050-3383-5495
	島根地方事務所	松江市南田町６０	050-3383-5500
九州	福岡地方事務所	福岡市中央区渡辺通５－１４－１２　南天神ビル４F	050-3383-5501
	佐賀地方事務所	佐賀市駅前中央１－４－８　太陽生命佐賀ビル３Ｆ	050-3383-5510
	長崎地方事務所	長崎市栄町１－２５　長崎ＭＳビル２F	050-3383-5515
	大分地方事務所	大分市城崎町２－１－７	050-3383-5520
	熊本地方事務所	熊本市花畑町７－１０　熊本市産業文化会館５F	050-3383-5522
	鹿児島地方事務所	鹿児島市中町１１－１１　ＭＹ鹿児島第２ビル５F	050-3383-5525
	宮崎地方事務所	宮崎市旭１－２－２　宮崎県企業局３F	050-3383-5530
	沖縄地方事務所	那覇市楚辺１－５－１７　プロフェスビル那覇２･３F	050-3383-5533
東北	宮城地方事務所	仙台市青葉区一番町２－１０ー１７　仙台一番町ビル１F	050-3383-5535
	福島地方事務所	福島市北五老内町７－５　イズム３７ビル３･４Ｆ	050-3383-5540
	山形地方事務所	山形市七日町２－７－１０　NANABEANS８F	050-3383-5544
	岩手地方事務所	盛岡市大通１-２-１　岩手県産業会館本館２F	050-3383-5546
	秋田地方事務所	秋田市中通５－１－５１　北都銀行本店別館６Ｆ	050-3383-5550
	青森地方事務所	青森市長島１-３-１　日本赤十字社青森県支部ビル２F	050-3383-5552
北海道	札幌地方事務所	札幌市中央区南１条西１１-１　コンチネンタルビル８Ｆ	050-3383-5555
	函館地方事務所	函館市若松町６－７　三井生命函館若松町ビル５F	050-3383-5560
	旭川地方事務所	旭川市３条通９-１７０４－１　住友生命旭川ビル６F	050-3383-5566
	釧路地方事務所	釧路市大町１－１－１　道東経済センタービル１Ｆ	050-3383-5567
四国	香川地方事務所	高松市寿町２－３－１１　高松丸田ビル８Ｆ	050-3383-5570
	徳島地方事務所	徳島市新蔵町１－３１　徳島弁護士会館４F	050-3383-5575
	高知地方事務所	高知市本町４－１－３７　丸ノ内ビル２F	050-3383-5577
	愛媛地方事務所	松山市一番町４－１－１１　共栄興産一番町ビル４Ｆ	050-3383-5580

安全･安心に関する活動を行う特定非営利活動法人（NPO法人）の例

(1) 製品等の安全･安心に関する情報の収集、提供等に行う法人の例

団体名称	特定非営利活動法人　A
目　的	この法人は、広く一般市民、消費者を対象に、様々な事故、特に商品欠陥事故（ＰＬ事故）に対しての事故予防策、及び事故発生後対策についての正しい知識習得の教育、指導、並びに消費者の事故予防が喚起される取扱説明書等の制作スキルを持つ個人、または団体に向け、独自の資格認定等を行う事業を行い、一般市民、消費者の安全に対する関心、及び周辺知識の向上、商品欠陥事故の予防に寄与することを主たる目的とし、その他中小零細企業のうち、ＩＴ化社会においてのデジタルデバイド（情報弱者）となっている層を対象にしたＩＴ支援策の教育、指導等を行い、広く情報化社会の発展に貢献することとする。
主な事業内容	１．商品欠陥事故（PL事故）発生予防対策支援事業 ２．PL法対応取扱説明書における独自認定基準、及び制作技術者の創設、認定、普及推進事業 (1) 独自認定基準に基づくマークの付与認定 (2) (1)のマークの普及、推進 (3) (1)の基準を満たす取扱説明書制作技術者の資格認定 ３．電子入札促進支援事業 ４．ＩＴ導入支援事業 ５．上記事項に関する情報提供

団体名称	特定非営利活動法人　B
目　的	この法人は、広く一般市民を対象として、市民の生活の場に供される、製品とサービスの安全品質を検証し公知する。市民に対しては、製造者の製品情報を提供して、製品の「使用力」増進を啓発し、製品の製造者に対しては、消費者の期待品質基準を提供して、使いやすい製品とサービスの定着を支援する。もって、社会リスクである製品事故、地域の非安全、環境汚染を低減させ、市民と製造者の間に立つ第三者的機関として、市民の保護を図る活動を目的とする。
主な事業内容	１．　製品安全に関する全事業 (1)製品とサービスの安全品質検証と、生産者、消費者に対する情報提供事業 (2)製品とサービスの安全使用に対する消費者啓発事業 (3)製品事故の損害賠償を支援する消費者保護事業 ２．地域の安全を推進する全事業 (1)地域防災、防犯、防盗に関する製品とサービスの情報提供事業 (2)地域防災、防犯、防盗に対する安全意識の啓発事業 ３．環境の保全に関する全事業 (1)環境保全に有益な情報提供事業

団体名称	特定非営利活動法人　C
目　的	この法人は、生活者の企業の架け橋となり、衣食住の安全安心を日本の家庭に普及させることを目的とする。
主な事業内容	１．自然農法体験事業 ２．衣食住の商品生産現場を調査・確認・報告する調査員の育成事業 ３．衣食住の安全安心に関するセミナー及び講習会 ４．衣食住の安全安心に関する会員同志の交流会及びイベント事業 ５．ホームページの開設並びに機関紙の発行 ６．衣食住の安全安心に関する研究及び情報提供事業 ７．独自の基準に基づいた当法人発行のラベルによる商品の認証事業 ８．独自の基準に基づいた当法人認証の健康食品及び自然食品の販売 ９．独自の基準に基づいた商品の企画開発及び販売 10．衣食住の商品生産現場調査事業の受託 11．衣食住の安全安心に関わる出版物の出版及び販売事業

団体名称	特定非営利活動法人　D
目　的	この法人は、阪神淡路大震災を教訓に、人々の生命と財産を災害から守り、「安心」で「安全」な生活環境造りを支援推進すること、及び防災に対する意識向上をはかり、適正な知識（能力）・情報の提供を目的とする。
主な事業内容	１．生活者に対する安全な生活環境造りに関する啓発、教育、情報提供等の支援事業 　(1)生活者に対し有識者及び震災体験者等による安全な生活環境造りに関する講習会及びセミナーの開催 ２．住宅生産者、施工業者、メンテナンス業者等へ向けての安全な生活環境造りの技術者育成、技術者講習会及びセミナーの開催 　(1)耐震診断技能士の育成と資格認定 　(2)耐震診断技能士登録制度 　(3)耐震診断結果報告書及び補強提案書の確認と認定 　(4)耐震診断及び耐震補強の評価システム等技術の構築 　(5)耐震診断及び耐震補強の普及活動 ３．安全な生活環境造りのための相談窓口の設置 ４．安全な生活環境造りのための情報提供 ５．住宅性能の向上を計るための製品開発の技術提供及び技術開発への資料提供とその支援事業 ６．耐震に係るコンサルティング・コーディネイト事業

団体名称	特定非営利活動法人　E
目　的	本法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、建築技術に関する幅広い分野で、調査研究及び教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力を行い、建築界の技術水準の高揚、建築物の品質向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、環境の保全、地域安全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。
主な事業内容	１．教育普及活動　－　各種技術講座・セミナーの開催 ２．技術支援事業　－　各種技術指導・コンサルタント・講師派遣等 ３．情報発信事業　－　専門誌へ技術記事連載・シンポジウムの開催 ４．調査研究事業　－　自主研究・公的機関からの受託研究

団体名称	特定非営利活動法人　F
目　的	本法人は、居住衛生（有害化学物質・カビ・ダニ・有害生物）の調査・研究に関する事業を行うことにより、もって国民の住生活の健康と安全を守ることを目的とする。
主な事業内容	１．住居から発生する居住衛生の研究・測定 ２．その研究・測定の結果をインターネット、講演、書物での公開 ３．「シックハウス症候群」に悩む人への相談 ４．「シックハウス症候群」に関する医者・患者・弁護士・消費者・企業のネットワークづくり ５．インターネット等での安全な建材やシックハウスに対応した工務店に関する広告 ６．企業などの求めに応じて、健康や安全に対する情報提供

(2) その他消費者問題等に関連した消費者支援を行う法人の例

団体名称	特定非営利活動法人　G
目　的	この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体、研究者・弁護士・司法書士など消費者問題専門家、ならびに関係諸機関との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。
主な事業内容	１．各種消費者被害の実態調査・研究事業 ２．各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款・不当な勧誘行為等の是正をすすめる事業 ３．各種消費者被害の被害者への支援事業 ４．各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など消費者に対する啓発事業 ５．各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など事業者に対する啓発事業 ６．事業者の自主ルールに対して、消費者の権利確保の観点から、提言を行う事業 ７．消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する政策・提言事業

団体名称	特定非営利活動法人　H
目　的	この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。
主な事業内容	１．事業者及び事業者団体の不当な事業活動に対する是正を図る事業 ２．各種消費者被害者への救済・支援事業 ３．各種消費者問題の調査・研究事業 ４．各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業 ５．各種消費者問題に関する各種啓発事業 ６．各種消費者問題に関する広報・出版・情報提供事業 ７．他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

団体名称	特定非営利活動法人　I
目　的	この法人は、需要者保護を目的として、経験不足、知識不足のため、不当な不利益を被っている住宅需要者及び賃貸住宅需要者を専門家の立場から支援することを第一義とする。又家造りの適正化を図るために客観的な立場から公正な評価をする第三者機関の役割を果たすものとする。
主な事業内容	１．住宅需要者に対して、無料相談を行う。 ２．住宅需要者保護を目的として、適正な家造りを実現するため、住宅診断･検査事業を推進する。 ３．住宅診断・検査を行うための人材育成を行う。 ４．住宅需要者意識向上を目的として、教育・啓発事業を推進する。

団体名称	特定非営利活動法人　J
目　的	この法人は、消費者に対して、住宅建築についての必要な基本知識と情報を提供する事業を行い、併せて消費者の要求事項を正しく建築関係者に実現させることにより、良質な住宅を安心して取得できる住宅市場の構築に寄与することを目的とする。
主な事業内容	１．消費者の住宅に係わる相談、苦情及びその解決等の消費者支援事業を行う。 ２．消費者に対する住宅建築の基本知識と情報提供に関する講習会等を開催する。 ３．消費者の要求に応えるために、建築関係者の評価（格付け）を行う。 ４．消費者の要求事項を受けて、その実現のため建築関係者に対し、商品・施工方法等の開発・改善を指導する。

団体名称	特定非営利活動法人　K
目　的	この法人は、次のような内容を目的とする。(1)医療を消費者の視点でとらえ、患者が自立して主体的に医療参加するよう、広く一般社会に呼びかけるための事業を行う。(2)患者一人ひとりが「いのちの主人公」「からだの責任者」として自覚を持つよう、「賢い患者になりましょう」を合言葉として広く社会一般に呼びかけるための事業を行う。(3)患者と医療者が対話を重ね、互いに気づき合い、歩み寄り、ささえあいながら、よりよいコミュニケーションづくりに関する事業を行う。(4)その他、医療におけるさまざまな問題点について、社会への具体的な提案を行い、開かれたよりよい医療の実現に寄与する。
主な事業内容	１．会報誌の発行 ２．電話、手紙、ＦＡＸ、パソコン通信による医療に関する相談 ３．研修会、フォーラム、シンポジウム等の開催 ４．病院探検隊の実施 ５．医療における意識啓発のためのキャンペーン等の実施 ６．書籍及び小冊子等の出版 ７．弁護士等の依頼による調査協力

⑶ 社会的責任の確立に関する活動を行う法人の例

団体名称	特定非営利活動法人　L
目　的	本会は、社会的責任投資（ＳＲＩ）に関係する人々、機関、また興味を持つ人々へ意見交換・研究をする場及び情報を提供すると共に、企業の情報公開を促し、日本におけるＳＲＩの健全な発展を促進することにより持続可能な社会の構築に責任を果たす企業、団体、組織、プロジェクトに健全な資金の流れを向けていく社会システムの確立に寄与することを目的とする。
主な事業内容	１．SRIの利害関係者のコミュニケーションの促進に関する事業 ２．SRIに関する情報開示の促進を行う事業 ３．SRIに関する研究を行う事業 ４．企業評価の枠組みに関する研究を行う事業 ５．提言及び情報提供・教育啓発活動を行う事業

団体名称	特定非営利活動法人　M
目　的	この法人は、広く一般市民を対象として、現在求められている高齢化社会、環境問題、青少年教育、障害者雇用、コミュニティ開発、途上国支援などの社会的課題の解決を事業として取り組む主体となる、社会的企業家の育成・支援を行い、ネットワークを広げていくことにより、新しい仕組みづくりを促進し、より良い社会の実現に寄与することを目指す。
主な事業内容	１．社会的企業家を中心とした様々な層の交流を目的とするギャザリング事業 ２．社会的企業に関する書籍・電子媒体等による普及啓発事業 ３．社会的企業を中心的な領域としたコンサルティング事業 ４．社会的企業等に関しての調査・研究事業 ５．スクーリングを通した人材育成事業 ６．インキュベーション事業 ７．社会企業家の普及と啓発を目的としたキャンペーン、出版、イベント、広報事業

団体名称	特定非営利活動法人　N
目　的	この法人は、弁護士や公認会計士を含む市民のボランティア活動により、株主の権利、企業に関する法、企業の税務と会計、情報開示、企業の経営責任・社会的責任等について、相談、情報収集、分析、調査、研究、提案等をするとともに、広く教育・啓発活動を進めることにより、株主並びに市民の人権の擁護、企業の経営環境の保全、及びよりよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
主な事業内容	１．株主並びに市民に対する法と税務・会計についての専門家相談員による相談の受付と回答、助言及び支援 ２．企業の経営責任・社会的責任・男女共同参画社会形成推進等に関する情報収集、分析、調査、研究及び提案 ３．株主の地位向上と人権擁護のための情報収集、分析、調査、研究及び提案 ４．株主、市民、企業関係者を対象としたキャンペーン、並びに啓発・広報活動とこれらに関する国際交流の促進 ５．研修会、講演会、シンポジウム等の開催 ６．情報紙誌、会報、図書等出版物の発行

以上、内閣府NPOホームページ「NPO法人の詳細情報」、特定非営利活動法人日本NPOセンターホームページ「NPO法人データベースNPO広場」において掲載されている情報等をもとに作成。